

第3回 保育・雇用ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成29年10月18日（水）13:29～15:32

2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1214特別会議室

3. 出席者：

（委員）安念潤司（座長）、大田弘子（議長）、八代尚宏

（専門委員）池本美香、島田陽一

（政府）平井内閣府審議官

（事務局）田和室長、窪田次長、林次長、荒木参事官、福田参事官

（説明者）世田谷区子ども・若者部保育課長

後藤英一

世田谷区子ども・若者部保育認定・調整課長

有馬秀人

世田谷区子ども・若者部保育計画・整備支援担当課長

菅井英樹

川崎市こども未来局局长

邊見洋之

川崎市こども未来局子育て推進部

事業調整・待機児童対策担当課長

織裳浩一

国土交通省都市局都市計画課長

宇野善昌

国土交通省住宅局市街地建築課長

平松幹朗

国土交通省都市局公園緑地・景観課長

町田 誠

国土交通省都市局公園緑地・景観課

景観・歴史文化環境整備室長

渡瀬友博

4. 議題：

（開会）

1. 保育に関するヒアリング

（閉会）

5. 議事概要：

○福田参事官 それでは、定刻となりましたので、ただいまより「規制改革推進会議保育・雇用ワーキング・グループ」第3回を開催いたします。

本日は、大田議長にも御出席いただいております。ありがとうございます。

皆様には御多用の中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

本日、森下座長代理、飯田委員は御欠席との御連絡を受けております。

さて、本日の議題は「保育に関するヒアリング」でございます。

報道関係者の皆様、いらっしゃいましたら、ここで御退出をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○福田参事官 改めまして御挨拶を申し上げます。このたび保育・雇用ワーキング・グループの保育分野の事務局を担当することになりました福田でございます。よろしくお願いいたします。

○荒木参事官 同じく新たに雇用分野を担当させていただくことになりました荒木と申します。よろしくお願いいたします。

○福田参事官 それではここからの進行は、安念座長、お願いいたします。

○安念座長 両参事官、よろしくお願いいたします。お二人とも兼業になるのですね。福田さんが何をやるのですか。

○福田参事官 ホットラインを担当しております。

○安念座長 荒木さんは。

○荒木参事官 本会議です。

○安念座長 よろしく申し上げます。どちらかといえばこっちの方に注力していただきたいと思います。ありがとうございました。

本日は、待機児童解消に向けた取り組みと課題について、自治体2団体と関係省庁、国交省からヒアリングを行いたいと考えております。お忙しい中、お運びいただきまして、まことにありがとうございます。

早速でございますが、資料1に基づいて川崎市から御説明をお願いしたいと存じますが、よろしゅうございますか。

○邊見局長 皆さん、こんにちは。本日はこのようなお時間を頂きまして、ありがとうございます。私、川崎市で保育を含めた子供施策を担当していることも未来局長の邊見でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、川崎市の状況でございますが、資料1ともう一つ、4月1日に待機児童を発表したときの「平成29年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について」という資料がございますので、後ほど開いていただいて、併せて説明させていただければと思います。

早速でございますが、川崎市の待機児童対策の取り組みについて御説明させていただきますので、2ページ目をごらんいただければと思います。初めに、川崎市の待機児童に関する状況でございます。川崎市は、全国的に少子高齢化に伴う人口減少が進む中、人口は毎年増加しております。平成27年10月の国勢調査の結果におきましても、人口の増加率では政令市中、福岡市に次いで2番目に高いということで、毎年ふえている状況でございます。

図1に人口推計を書いておりますが、今年の6月に川崎市の人口推計を改定しました。本来ですと平成40年度に153万人ぐらいを予定していたのですが、ここ10年でタワーマンションなど大規模集合住宅は30本ぐらいついてきており、武蔵小杉は「住みたい街」ランキングでかなり上位に入っているところです。人口推計は153万人弱から159万人に修正し、それに伴って総合計画もつくり直している状況でございます。

川崎市の待機児童対策につきましては、平成23年度から3か年で4,400人、毎年1,500人

ずつぐらい受入れ枠をつくってきたのですが、平成25年、今の市長になる前に神奈川県でワーストワンということで待機児童数は438人でした。そこで、資料の右上にあるように、福田市長になりましてから、市長直轄の待機児童対策のプロジェクトを立ち上げまして、市長自ら先頭に立って本気度を持ってしっかりと取り組んできた状況がございます。

やはり待機児童対策は非常に予算がかかります。平成24年度の保育事業だけの関係予算なのですが、312億円だったのが今年度は約561億円ということで、約1.8倍になっています。市の予算に占める割合も5.2%から7.9%ということで、かなりふえているということです。今の市長になってから、子供施策、子育て支援については今やらなくてどうするのだといった思いもございまして、待機児童対策も力を入れて取り組んできたところでございます。

図2は保育所の利用申請者数と待機児童数ということで、利用申請者数は毎年2桁近い伸びが続いている状況でございます。それに伴って受入れ枠もつくっているのですが、なかなか追いつかない状況でございます。ただ、待機児童については、今年度も一昨年に続いて2回目のゼロを達成したのですが、これは認可保育所の整備だけではできません。後ほど詳しく説明させていただきたいと思っております。

3ページ目ですが、そういった中で、川崎市の待機児童対策といたしましては3つの柱で取り組んでいます。

1つ目の柱は、多様な手法を用いた保育受入れ枠の確保です。

当然ながら、認可保育所の整備は積極的に進めてきております。毎年1,500から2,000ぐらいの枠をずっとつくってきております。また、川崎市独自の認可外保育施設である川崎認定保育園の受入れ枠の確保ですが、これはこういった保育園かということ、川崎市が、認可と同じような基準で、面積や定員、そういったものを決めて、国で言う小規模事業の年齢拡大版のようなものでございます。それをたくさん作って、利用されやすいような形で施策を展開してきたところでございます。そこへ行く場合には、認可保育所と保育料の格差がございますので、川崎市としては、そこへ通っている方に最大で月額2万円の補助をしています。平成29年度の助成対象予定数が4,322人で、この方たちが川崎認定保育園を利用しているというのが待機児童対策の大きい柱になっております。

一緒に置かせていただいている資料の5ページ目を見ていただきたいのですが、「(イ)川崎認定保育園の受入枠」と書いてあります。左側が入所者数で、平成25年度は2,391人だったのですが、平成29年度には4,360人を予定しています。その内訳は、Aが保育所等を申請した人数、これが待機児童で除外した人数です。ところが、平成28年4月でいきますと3,277人ということで、認可保育所に申し込まないで川崎認定保育園に直接行きたい、認可保育所には行かない、それは2万円の補助をしたという理由が大きいのですが、そういうところを活用している市民もふえています。

もしこの制度がなかったら、この人たちが認可保育所に来るとどうなるか。1ページ目に表がありますが、保留児童数は29年4月に2,891人とあります。いろんな保育施設に行っ

ていただいてゼロになっているのですが、今、言った三千何百人の方がここに入ってくることとなります。多様な保育施策として、認可保育所とともに川崎認定保育園も使いながら待機児童解消を図ってきているところです。

次に、2つ目の柱ですが、認可保育所だけではなくて、川崎認定保育園、もちろん幼稚園も活用しておりますが、そこに案内していく、マッチングしていくということが非常に大事です。今、きめ細やかな相談・支援ということで、各区役所に30人ぐらい正規と非常勤の専任職員を置いて保育園に入るための案内をしています。大体10月から申込みが始まるのですが、7月、8月ぐらいから各区役所、延べ300回ぐらい説明会等を開催し、いろんな場所で保育園の希望者に「入ったらこうなります」とか「こういう保育園が近くていいですよ」とか、申請前からいろんな相談に乗っています。それから、1月の終わりに保留通知を送る方が、先ほどの表で2,891人からいらっしゃいますので、この方たちに、どこの保育園に行ったらいいか、どこの幼稚園がいいか、育児休業延長ができる方は延長した方がいいのではないかと、そういった案内に区役所で取り組んでおります。特に2月、3月については、保留となって4月に復職するのにどうしたらいいかという相談がありますので、土曜、夜間もできる限り相談に応じる体制で区役所にて支援しております。

保育園をつくって、案内して、相談に乗りますが、たくさんつくりますと、地方などいろんなところから保育士を集めたり、経験の浅い方が保育に従事したりすることから、3つ目の柱として、保育の質の維持、向上をちゃんとしなければいけないということがあります。待機児童対策では受入れ枠の確保のところと言われるのですが、保育の質を維持、向上しないと大変なことになります。川崎市は今、公立を除いて民設民営の保育園が280か所ございます。半分が株式会社の保育園として運営しているのですが、指導や調整で大変な部分がございます。

川崎市では公立保育園がもともと88園あったのを平成17年4月から民営化を進め平成33年4月までに21か所まで民営化していくということで、今、40か所になっています。各区に3か所残して、センターとランチ園2つということで、区ごとでその保育園が中心になって民間の保育園の保育指導をしたり、出張保育をしたり、通常、センター園に来ていただいて研修したり、それと地域支援もやっています。保育受入れ枠の拡充と保育の質の維持、向上をセットにして初めて待機児童対策になるということで、特に川崎市の場合は保育の質の維持・向上をしっかりやっています。何でかということ、川崎認定保育園は認可保育所と違って条件を少し緩和しております、保育士資格100%ではなくて3分の2でいいというA型、もう一つは半分でいいというB型、ここは少し補助の格差をつけているのですが、そこをしっかりと担保して指導していかないと後々問題になるということで、そういった取り組みをしております。

もう一つ、横浜市と市境が十何キロ延びておりまして、川崎から横浜の保育園に行きたい、横浜から川崎の保育園に行きたいという方がいて、平成26年に本市の市長と横浜市長で待機児童対策に関する協定を結びました。お互いに共同整備したり、研修を一緒にした

り、横浜は認可ではない「横浜保育室」というのがありますが、それと川崎認定保育園をお互いに利用できるようにしました。もう一つの資料の6ページ目を見ていただきたいのですが、これは川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用の人数です。横浜市の保育所を川崎市から29人利用して、横浜市から川崎市に47人来ている。こんな取り組みをしているところでございます。

待機児童対策についてはこういった3つの柱でいろいろ取り組んできたところでございます。

ここからは、待機児童対策を実施していく中で本市が抱えている課題、それから、今後できれば国にさらなる支援を御検討していただきたいということで説明させていただければと思います。

4ページ目の要望1は「保育所整備をめぐる厳しい環境への対応」でございます。

課題①にあるように、大規模集合住宅開発等による就学前児童数が非常に増加する一方で、ディベロッパーが保育園をつくるのに消極的な姿勢であるということです。川崎市も一昨年、ファミリータイプのマンション、50戸以上つくるときには保育園をつくって頂きたい、そうでなければ1室について30万円の協力金をいただきたいということでやっています、もともと保育園をつくってもらいたいというのが目的ですが、なかなか進まないというところで、そこが課題になっております。

大規模集合住宅開発などは、今後15年ぐらいの間に川崎市では2万世帯分ぐらいつくられる予定があります。人口は、これからまた5～6万人ふえてくる、そんな状況があるので、ディベロッパーが開発するときには保育園もつくっていただく、そこをしっかりとやっていただかないと困ってしまう、そういった課題がございます。

課題②ですが、保育ニーズの高い地域、例えば東京の港区などもそうですし、武蔵小杉も非常に土地の単価が高いのです。民有地を借りて、そこに保育園をつくって運営しているところがありますが、今、国の方の補助ですと、民有地を借りて保育園を運営しているところについては賃借料の補助がないのです。それで川崎市独自にそこについて補助しているのですが、毎年1億2,000万円ぐらい支出しています。来年もそういったところが何か所か出てくるので、これも結構負担になっています。今言ったような大規模集合住宅を建設するとき、一つは保育園をつくる。もう一つは土地賃借料の補助、ここに要望が書いてありますが、こういったところを充実していただければ非常に助かると思っております。

5ページ目の要望2は「保育士確保の困難な状況への対応」です。

課題①でございますが、今、保育士不足が言われている中で、やはり新卒の保育士が不足しております。養成施設の定員割れがあつて、学校に聞くと、定員はあるのですが、学生が充足されていないという状況がございます。それから、保育士養成施設を出ても、他業種の方へ行ってしまふ方も半分ぐらいいる。全国の4分の1の保育施設で保育士不足が起こっている中で、養成施設と保育施設のマッチングがうまくできていないというのが現状としてございます。

課題②は、今、厚労省の方で修学資金貸付事業をやっているのですが、これが30年度で終了します。保育所養成施設に通っている方への修学資金貸付けです。国制度では現在、養成施設の学生への給付型の貸付けなどやっていますが、これはいい事業でして、貸付けをして、60～80万円の修学資金を貸付けして、養成施設を卒業した後、川崎市内で5年間就労していただくと返さなくていいというものです。本市では枠があって昨年度年間で43人の貸付け予定でしたが、すぐにいっぱいとなってしまいました。これは来年度で終わる事業なので、できれば、要望にも書いてありますが、こういったところをもう少し延長、拡充していただくと助かります。

課題③は、潜在保育士の掘り起こしです。これは厚労省もいろいろやっていますが、なかなか進まないのが現状でございます。就職準備金の貸付事業もやっていますが、川崎市でもこれを利用した方は1人しかいません。一回離職した方がまた復職するといったとき、やはりフルタイムで働くのは難しいということで、そういった方も、例えば週2日、3日でもいいといったところで、要望の2つ目に書いてありますが、試行就業に対する支援、助成をしていただくと非常に助かります。平成27年度には地方創生加速化交付金を活用して、短期、短時間の試行就業のメニューが本市ではありまして、結構利用者があったのですが、これがなくなってしまったので、こういったところもやっていただくとかなり効果があると思います。

あと、教育の専門家の積極的な活用ということで、幼稚園・小学校教諭は、保育士資格と同じように免許状を持ってしっかりと学んできた方でございますので、保育の質の維持、向上ということからこういった方をもっと積極的に使うような施策をどんどんしていただければと思っております。

6 ページ目の要望3は「保育の質の維持・向上への対応」です。

課題①から④までありますが、課題①は、安心して子供を預けられるための保育の質の向上ということです。保育園をどんどんつくって、もう一方で小規模保育事業や家庭的保育事業などいろいろやっていくと、保育士資格がない方もどんどん入ってきますが、その方たちの支援を研修も含めてしっかりとやらないと、とんでもない保育になってしまうし、また問題も起こってきます。自治体とすると、認可をする責任上、ここは守らなければいけないところで、先ほど言いましたように、公立保育所を各区に3か所残して、センター、ブランチ園として保育の質の維持、向上をするような体制を整えております。各区に、センター、ブランチ園でそういった支援、研修などをする職員を各9人ずつ置いてあります。7区あるので63人ということで、それだけの人数を配置しますと相当人件費もかかるのですが、保育の質の維持、向上という意味では、ここはしっかりやらざるを得ないと思っております。

いろいろ課題はありますが、課題②は、保育士は給料が少ないということで、そこもしっかりやっていただきたいということです。

課題③は、認可外施設の安定的な運営です。認可保育所は、処遇改善により給料が上が

って、公定価格が上がっていつていますが、川崎認定保育園などの認可外保育施設は小規模保育や認可保育所の職員とかなり格差があるというところで、そういった方たちがどんどん認可保育所の方に行ってしまう。そこの保育士が抜けてしまうと、待機児童対策として進めてきた川崎認定保育園の定員を少なくして認可施設に移行させなければいけなくなって待機児童対策にならないので、認可外のところの処遇改善をどうするかという問題があります。

もう一つは、子どもが急に病気になり、仕事も休めないなど、どうしても子どもを預けなければならない方もかなりいらっしゃいます。川崎市の場合は、全国で初だと思いますが、医師会に委託して病児保育をやっております。各区1か所に病後児か病児保育施設をつくっております。配置基準が子供2人に対して正規職員1人なのですが、ここは補助が少ないもので、資格がない人がいる小規模保育事業よりも給料が少ない実態があるので、ここについても支援していただくとかなり保育が充実してくるかと思っております。

課題④ですが、待機児童対策で、必ずミッションは「ゼロに」というふうにおっしゃっていますが、障害のある子、医療的ケアの子を受け入れる体制をとっていないと、申し込んだけれども、行くところがないとなると完全に待機児童になってしまいます。川崎市の場合は、先ほど、説明した公立保育園のセンター園で必ず引き受ける、そういった体制をとっていますが、そこは医療的行為が伴ってくるので、看護師を配置しなければいけない。こういったところへの対応もお願いしたいというのが要望としてございます。

7ページ目の要望4は「幼稚園の活用への対応」です。

課題①は、2歳児の幼稚園での受入れ、一時預かり、長時間預かりをやっているのと、認定こども園化というところがありますが、私学助成がしっかりしているので、川崎市の場合、まだ幼稚園のニーズが高くて認定こども園の方になかなか移行が進まないという現状がございまして。

課題②は、フルタイム世帯が3歳児から利用できるよというということで、預かり保育の長時間化、夏休みや土曜日の対応というところなんです。保育料の1人当たりの単価を上げていただいておりますが、500円とか600円の世界ですと幼稚園とするとこれは進められないというところがございます。これは文科省の話になってしまうと思いますが、厚生労働省は小規模保育事業とサテライト型の保育の連携でメニューとして1か所あたり四百三十万円余というすばらしい施策をやっていただいて、これを活用して本市も来年小規模をやろうかという幼稚園が1つ出てきました。サテライト型の事業は進むのかなと思っておりますが、文科省の預かり事業の促進はもう少し補助を加算しないと進まないのが現状かと思っております。

8ページ目の要望5は「保育所等利用申請及び窓口相談への対応」です。

川崎市は窓口を充実して対応するというところでやってきたのですが、課題①は、育児休業を延長し、育児休業給付金を申請することを目的とした利用申請の存在ということなんです。もともと育児休業については1年で、半年延長、また半年延長というふうにはできるのです

が、延長できる条件が保育園に入れなかった人となっています。もともと目いっぱい1年半、2年休みたいという方がいらっしゃるので、できればそういった人を最初から1年半とか2年という申請を認めていただくと、区役所の窓口で申請の不便、デメリットがなくなるのかと思います。育休延長された方の331人の中には、絶対入れない保育園に申し込みたいという方が確認できただけでも120人程度いらっしゃいます。そのほかに川崎市の場合は、もともと自分の手で子供を育てたかったという人は申請を取下げしていただいています。その方たちも100人ぐらいいいらっしゃるので、今言った数を足すと200から300人程度、本当は育児休業を延長したかったという方もいらっしゃると思います。ところが、今の状況は、一旦全部申請を受けて、全部ヒアリングしてということで、もともと保留通知が欲しいという人にも相談を受けて通知を出す、そんな対応をしているので、そういったことがないように申請の在り方を考えていただくと助かると思います。

課題②です。今年度、厚労省は利用者支援のための職員配置ということで、1年間通して相談支援をしっかりとやった自治体には人件費の補助という加算制度を追加していますが、先ほど説明したように、申請が10月に始まって、翌年の1月、2月に保留通知を出して、4月入園まで空き施設の案内などのアフターフォローを行っているので、一番窓口が忙しいのが9月から2月ぐらいです。そのために正規職員はなかなか配置できないので、厚労省でやっていただいている人件費補助の要件を通年ではなく、期間を短縮していただいたり、増員に対応できるようにしていただくと活用できるのかなと考えており、実態に即した見直しをしていただくと自治体としても非常に助かると思っております。

最後に、9ページ目の「待機児童対策におけるその他の課題」です。

①は、今、企業主導型保育事業ということを進めていますが、そこに入った方のお子さんの情報が企業の方から自治体に提供されていないのです。待機児童対策で確認作業をするときにその把握の仕方が課題と各自治体では考えていると思います。

②は、子育てワンストップサービスということで、申請をインターネット等でマイナンバーカードでできるようになっているのですが、利用者に寄り添ったきめ細かい対応をしていくときにインターネット申請でいいのか、しっかりした相談支援を強化していくことに祖語が出てくるという課題を考えております。

そういったことを含めて、今、川崎市で一生懸命取り組んでいるところでございますが、何分予算がどんどん伸びていっているという状況でございますので、国の方の支援の強化もいただければと思います。

以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、少し時間を頂いてディスカッションいたしましょう。どうぞ、どなたからでも、八代先生からどうぞ。

○八代委員 どうもありがとうございました。非常に貴重な意見を伺いました。

いろいろ対策をとっておられるのですが、川崎市のお考えとして、今の児童福祉制度の

ままでいいと考えておられるかどうか。今の児童福祉というのは、本来、子供は家族が見るものだ、しかし家族が見られない貧しい家庭などのために政府が補助するという考え方ですが、実際は普通の家庭が保育所を必要とする時代に、そもそも児童福祉の考え方自体がなじまないのではないかとことです。介護の方はとっくに福祉ではなくなっているのですが、依然として児童は福祉の枠組みのままになっています。

頂いた紙でも、例えばパワーポイントではない方の11ページに「本市においては、利用児童の処遇向上と保育料の負担軽減のために独自の施策」と書いてあります。なぜ負担軽減が必要なのか。つまり、貧しい家庭には負担軽減が必要かもしれませんが、保育を一番利用されているのは共働きの、しかもフルタイムのかなり所得の高い家庭です。なぜそこまで負担軽減が必要なのか。これは福祉の発想から来ているのだと思いますが、むしろ必要なコストは負担してもらわないと、こういうニーズは限りがないのではないかと考え方に対してどうでしょうかということです。

それから、その中に書いてありますように、保育所の子供1人当たりの月負担額ということですが、これは平均で書いてあって、本来、配置基準が高いから、ゼロ歳児が特にコストがかかるわけですね。ゼロ歳児も1歳児も2歳児も3歳児もコストを度外視して、いわば家族の収入だけで保育料が決まっているわけです。医療でも介護でも基本的にいえばコストの一定割合を徴収するという仕組みになっているのですが、保育だけなぜコストを度外視して料金を決めているか。これは国の施策だから仕方がないと言えばそうなのですが、自治体が更にそれに上乗せして安くすることが住民サービスだという考え方が多いわけですね。逆に言えば、そういうことに矛盾を感じておられないか、保育というものの在り方についていつまで福祉と考えておられるのか、是非忌憚のない御意見を、お聞きしたいと思います。

○邊見局長 非常に難しく、短時間では議論できないと思いますが、幼児は幼稚園教育で、川崎市では私の所管で幼稚園の方も担当していますが、保護者は教育施設に子供をとるところのニーズが非常に高いですね。保育園は福祉施設でございまして、特に川崎市は収入格差が大きくて、川崎の南部、工場地帯ですが、収入が低い世帯が多いところで、そこは外国人の方も多くいらっしゃる。一方で、武蔵小杉みたいな年収が1,000万円を超える人がいるところもある。そういった人も全部一緒にしての議論になってしまうとなかなか難しい。

幼稚園は幼稚園のよさがあるから、そこは選択肢として御利用していただくのはもちろんです。ただ、保育所は福祉施設という中で、私たちは認可している責任がございまして。その中でいろんな人がいます。今言った低所得者層のところの方から、両親の年収も2人合わせると5,000万以上みたいな方もいらっしゃる。昔はお子さんをお預かりすればいいという発想だったかもしれませんが、今の保育園は養護と教育の一体的な実施というところで、親御さんも保育園に対してかなり教育という視点を持って接してくる方が多いので、そこも充実していかなければいけない。とにかく預けるから預かってよみたいな親御さん

もいる中で、どっちがいいのか、選択肢として今、福祉施設はやめてというのはちょっと厳しいことになると感じています。

○八代委員 仮に児童福祉の考え方をやめるということであっても、所得再分配は必要なので、年収200万の方に補助するのは当然だと思いますが、おっしゃったように、1,000万、2,000万持っている人に対してまで補助する必要があるのか。もちろん保育料は所得基準にはなっていますが、同じ所得基準ですから、ゼロ歳児のすごくコストがかかる人も2歳児のそれほどでもない人も、同じ所得なら同じ利用料なのですね。それがおかしいのではないかということで、あくまでも貧しい人には補助する、貧しくない人にまで補助する必要はないという形で、画一的な福祉の考え方を変えられないか。少なくとも自治体のやっている部分だけでもという考え方に対してはいかがでしょうか。

○邊見局長 非常に難しいところで、保育料は所得に応じて国の方で基準を決めていますので、その枠の中で自治体がどこまでできるかというところです。保育のニーズというのは非常に高いので、そこに対して首長の責任と権限でどういうふうに配分するかということで、保育料に対しては世帯の負担を国が100とすると本市は大体75ぐらいの負担にしています。その25を出す必要があるかどうかということ、そこは今言ったようにいろんな各自自治体の状況がございますので、妥当というところを決めて、それを是として、今、保育施策は推進しているところでございます。

○安念座長 ちょっと俺の立場で聞かれても困るよと、恐らく個人としてお思いになるところはまたお思いになって、しかし、局長という責任あるお立場ではこう言わざるを得ない、そういうところもおありかと拝聴いたしました。

私からも伺いたいことがあるのですが、保育の質の点です。これはよく直感的には言われることですが、企業が運営しておられる保育所、認可外か認可内かという話ではなくて、運営主体が私企業であるものとそうでないものとの間で差がありはせぬかということが、実証されているのかどうかわかりませんが、世間では言われるわけです。それについては現にとっておられるという対策も含めて御所感を伺えればと思います。

○邊見局長 企業主導型の保育、これは民間が福利厚生の一環としてやられているので、そこは本市が保育の質ということで入っていけないのですが、ただ、ここがこういう保育をやっていると川崎の市民が利用しているとなれば、監査指導担当の職員がいますので市内の施設には指導に入っている。平成23年度までは4人しかいなかった指導員を平成26年度には9人にまでふやして、認可外もそうですし、今言った企業主導型のところにもなるべく顔が見える関係をつくって、どういった保育をやられているかというところで、質の向上までは入っていけないのですが、顔が見える関係をつくって、問題がないか確認を始めている、そんな状況です。

○安念座長 企業主導型ではなくて企業立というか、企業がビジネスとして運営している、株式会社ですが、各区に指導担当の方を配置しておられてというのは、まさに公立園などと比べるとその他の園、特に株式会社立の場合には保育の質において問題があるという御

認識に立ってそうしておられるのかと思ったものですから、その点、ざっくばらんなところを伺えればと思ったのです。

○邊見局長 公立と民間、民間でも社会福祉法人と株式会社がありますが、もともと考えがもちろん違うのと、あと、職員体制、研修も含めて全然違います。一番違うのが人件費で、民間でいうと、かかった費用の4から5割ぐらいが人件費です。社会福祉法人だと8割前後が平均的です。もちろん公立はほとんど人件費です。

先ほど委員の方から保育料の話がございましたが、ぎりぎりで行われてしまいますと、例えば休んだときに基準を割ってしまうとか、疲弊する状況で職員がやっていると質の高い良い保育ができないので、上乘せの人員配置をお願いしています。10人でいいところを川崎市は11人、12人でやってください、そのときは市単で補助を出しますというふうにしています。自治体がどこまでやるのかという、保育料は上限が決まっていて、利用者負担させられないので、市の方が出す、そういったのが出てきます。民間は質が悪い云々ではないのですが、なかなか体制が整いにくいという状況があるかと思います。

例えば川崎市の公立保育園ですと、平均勤続年数が20何年で、平均年齢が45歳とかなるのですが、民間は平均年齢が20代で、5年、6年ぐらいの在職年数になります。そこは研修の体制や、上の方が下に教えるとか、OJT、研修体制を含めて、公立と比べるとまだまだかと思っています。

○安念座長 どうぞ。

○大田議長 関連して、認可保育所の中で株式会社の運営するのは何%ぐらいですか。

○織裳課長 待機児童対策担当課長の織裳でございます。

今年4月1日現在、市内には323か所の公立園及び認可保育所がございますが、45%ぐらいが株式会社の運営になっております。

○安念座長 お預かりしている子供さんだとどのくらいになりますか。そんなには違うんですか。

○織裳課長 そうですね。現在、新しく開設するところでは株式会社による運営がだんだんふえてきていますが、全体の施設数の45%程度としか、今は手元になく、ご案内できません。

○大田議長 川崎市からの補助制度で株式会社と社会福祉法人との間で違いがありますか。

○織裳課長 そちらについては公定価格の基準の中で違いはございません。

○安念座長 池本先生、どうぞ。

○池本専門委員 きょう御説明がなかったのですが、以前、家庭的保育にかなり川崎市は力を入れていらっしゃるということでしたが、そこは何か市としてお考えがおありなのか。

○邊見局長 昔でいうと保育ママということで、ただ、やってくれる方がなかなか見つからない。1人でやられているので、なかなか休めないとか、何かあったときに連携保育園に頼みに行ったりという形になると、利用者の方も、人によってはいつもあっちの保育園に預けてくださいみたいになりますし、新規開設が進まないというところがありますね。

保育の質という点でいいますと、密室で1人の方がやられているので、補助者はもちろんついていますが、こういった実態かというのがわからないと言われることもあると伺います。

○安念座長 それはよく言われることですね。

○池本専門委員 保育ママの団体の長の方が川崎市でやられて、川崎市の公立保育園の給食を同じように家庭的保育で出されているとか、そういったお話も伺っていて、ほかの自治体と比べるとかなり家庭的保育に力を入れていらっしゃるって、うまくいっていて、待機児童にも効果を発揮しているのかと思ったのですが。

○邊見局長 もちろん家庭的保育事業はかなりやっています。駄目だというのではなくて、そこをふやしていきたいのですが、やり手がいないのと、さっき言った、個人で全部責任をかぶってしまって、休めないという状況になってきます。家庭的保育の全国組織の理事長さんが川崎市にいて、私もよく知っていて、一緒にやってきたのですが、高齢になってしまったり、やめたいという方もたくさん出てきているところです。募集はいつもしています。なかなか追いついていかない。

○安念座長 どうぞ。

○大田議長 利用者の方が一番欲しい情報というのは空き情報なのですが、それは川崎市さんで提供されているのかというのが一つ目の質問です。

それから、先ほどの御要望の中で、企業主導型保育所から利用児童情報の把握方法が欲しいというお話がありました。企業主導型保育所の方からすると、地域枠が自治体で明示的に位置づけられていないと。つまり、自治体の提供する情報の中に企業主導型保育所が位置づけられていないという御不満を聞くのですが、その点いかがでしょうか。

○織裳課長 きょうお配りしているA4縦の冊子をごらんいただきたいと思いますが、6ページの下の方に「区役所におけるきめ細やかな相談・支援」と書いています。認可外の情報も含めて、認可、認可外、川崎認定保育園というふうにお話をしましたが、利用者の方々に全て行き届くように冊子をつくったり、マップをつくったり、配っております。

申込みが10月から始まりますが、7月ぐらいから、地域子育て支援センターのようなお子さんが集まるところに職員が出向いて行って、認可もあります、認可外もあります、幼稚園もありますということで御案内しています。その中の一つに、企業主導型の情報を国のサイトからとって、開設した施設については職員が見に行って、地域枠があるということが確認できれば積極的に窓口の中で御紹介して行って、アフターフォローの中、保育園に入所がかなわなかった方について企業主導型についても御案内をさせていただいております。

ただ、個人情報の問題があって、どうしても利用情報を御本人に確認する以外、今、把握するすべがありません。もしうまくネットワークができて、利用申請書を書かれているでしょうから、個人情報を地元の自治体に提供して構わないということの承諾が取れば、フィードバックできるようになってくると思いますので、より一層、パイプもできるよう

になってくると思います。そういった制度を一步進めていただけると非常に効果があるのではないかと考えております。

○安念座長 どうぞ。

○邊見局長 追加で、情報提供の話ですが、2月、3月になりますと、入れなかった方が、どうしたらいいのかとなるので、もちろん区役所の方からも電話するのですが、毎週決められた日にインターネットでどこの保育園があいているという情報は保育園の施設の方からもらって、例えば認可保育所や川崎認定保育園でも急に旦那さんの転勤で行けなくなって定員に空きが出たりするので、そういったものを頻繁に更新しながら、なるべくタイムリーにという形で提供するようにしています。

○大田議長 上乘せ基準はとっておられるのですか。

○邊見局長 はい。

○大田議長 上乘せ基準をとっておられると評判がよくなって、ますます川崎市に移ってくるということはないのですか。

○邊見局長 保育園をまず選ぶときに、保護者が園に行って先生の話の聞いたり、どういった基準で配置とか、保育の理念も説明を聞いた中で選んでくるので、そこは多分、保護者からすると選択肢の一つにはなっていると思います。

○大田議長 横浜市と連携なさるときに、上乘せ基準は何らかの支障にはならないですか。

○安念座長 イーブンではないからということですか。

○大田議長 そうです。

○邊見局長 横浜もほぼ同じように上乘せしています。国基準ですとぎりぎりになって、誰かが病気になったときとか、できなくなるので。

○大田議長 ありがとうございます。

○安念座長 いい条件のところを選ぶに決まっています。私だって無理して港区に転居しました。当たり前です。

川崎市さん、どうもありがとうございました。大変興味深いことを教えていただきました。私どもも提言をまとめるに当たって大いに参考にさせていただきたいと思っておりますので、今後とも事務局を通じてまた重ねて御教示を賜ることもあろうかと思っておりますが、その点、またよろしく願いいたします。きょうはどうもありがとうございました。

○邊見局長 こちらこそどうもありがとうございました。

(川崎市退席)

(世田谷区入室)

○安念座長 世田谷区さん、きょうは、お忙しいところ、どうもありがとうございました。

早速でございますが、資料2に基づいて御説明をいただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○菅井課長 どうぞよろしく願いいたします。私、保育計画・整備支援担当課長の菅井から御説明させていただきたいと思っております。

資料2「量的拡大と質の向上を両輪に考える保育施設の整備について」という資料です。

1枚おめぐりいただきまして「世田谷区のあらまし」です。記載のとおりですが、人口につきましては89万6,000人ほど、これが10月1日で89万9,000人、ほとんど90万人ということで23区第1位になっております。また、世帯数も23区中第1位になっております。

3ページから、就学前人口・待機児童数等の推移と今後の保育施設整備計画等につきまして、御説明いたします。

4ページは、世田谷区の年齢別就学前児童数の推移です。平成21年から29年の8年間で6,726人、平均で毎年840人ほどふえているという状況でございます。

5ページは、世田谷区の就学前児童数の推計です。26年、28年、29年推計と出ておりますが、26年推計をもちまして27年度から31年度までの「子ども・子育て支援事業計画」を策定しておりました。ところが、26年1月を見ていただくと、推計が4万2,000人ほどだったのが実績は4万2,445人ということで、355人推計値を上回っている状況がございました。27年1月、28年1月と、26年推計と実績がかなり乖離してきましたので、28年度推計を適用させまして、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しをしている状況です。こちらの資料につきましては、区が推計していた以上の伸びを示しています。

6ページは、就学前児童の養育状況の推移でございます。赤いところが保育施設で、平成20年は24.1%だったものが、平成28年度には34.0%になっています。8年間で約10%、6,000人増の変化が出ているということでございます。一方、黄色の在宅子育て世帯の割合が減少しまして、0～2歳児の保育需要の増大を生んでいるという状況です。また、幼稚園部分につきましても、保育と幼稚園の利用が逆転している状況が起きております。

7ページは、認可保育施設入園申込者数と待機児童数の推移です。グラフの平成20年から平成29年の申込み状況を見ていただくと、9年間で約2倍の伸びを示しております。リーマンショック以降、共働き世帯の増加等に伴って申込みがふえている状況でございます。また、待機児童数につきましては、下のグラフのとおりでございます。平成23年688人で、ここが1,300人ぐらい定員を拡大したところで、この年だけ減っているのですが、ここからまた徐々に伸びておりまして、この4月に昨年度より337人減少させまして、6年ぶりに減少に転じたところでございます。

8ページは、待機児童の状況はどうなっているのかということで、27年4月、28年4月、29年4月の内訳です。世田谷区は0歳から5歳の私立認可保育園を中心に整備を進めてまいりましたが、その結果、5歳、4歳、3歳はどんどん受け皿が拡充しておりまして、平成29年4月の状況ですと3歳以上は解消されている状況です。2歳児につきましても地域によっては解消されていて、今後、低年齢児を中心にした対策が必要という状況です。

9ページは、これまでの保育施設の整備実績です。私立認可保育園を中心に整備を進めてきてまして、上が施設数の推移、下が保育定員の推移ですが、このようにどんどん増加している状況でございます。

10ページは、保育施設定員数の推移と整備計画でございます。27年度から31年度までの

5年間の取り組みによって、32年4月1日現在に2万1,584人まで持っていきたいというものでございます。この5年間で6,900人分の定員拡大を見込んでいます。32年4月の2万1,584人に定員を拡大した段階で待機児童が解消されるのではないかと見込んでおります。

11ページから保育所整備の手法についてでございます。

12ページですが、世田谷区は、保育運営事業者を誘致してくる誘致型の整備に取り組んでおります。公有地（区有地・国有地）を活用しまして、全国でも初めて、国から区が土地を借り上げて、事業者を公募して保育園を整備しました。平成24年4月に2か所、オープンしております。その後も、複数、こういった手法で整備している状況です。また、区有地につきましても、道路代替地などを活用していますが、小学校、中学校の空き教室や敷地を活用して、既に12、今後整備していくところも含めれば16の保育園整備に取り組んでいます。また、民有地につきましても、駅から近くて利便性の高いところ、区の中でも意思決定が必要になってきますが、区が民有地を借り上げて、公募をかけて事業者を誘致する手法もっております。また、都有地も活用して、都のインフラ整備事業でも保育園を整備させていただいておりますし、国家戦略特区の制度を活用いたしまして、都立の祖師谷公園でこの4月、1園、蘆花恒春園で30年4月に開園します。

公有地を中心としてこれだけでは足りないのので、民有地活用にも世田谷区は力を入れています。13ページは、その流れですが、保育所整備の候補物件の情報を収集して、オーナー、地権者から候補の物件を登録させていただき、世田谷でやりたいという保育事業者を登録し、区がマッチングを行っています。また、マッチングを行って、事業者が区に提案していただき、学識経験者等を含む委員会で審査を行い、事業を決定し、住民に対する説明を行い、保育施設を整備するという提案型の手法もっております。

14ページです。民有地を掘り起こしていくのに不動産専門調査員を配置しています。平成25年12月に、非常勤ですが、不動産に精通した専門員を任用して、地域のマーケティングや、土地・建物の情報収集を行って整備につなげています。平成29年9月現在で、これまでトータルで959件の相談件数です。実際に開園したのが51園、開園に向け準備中のものが19件ございます。こういった不動産専門調査員を含めて、計画を掘り起こしていくチームがあるのですが、不動産協会、各不動産事業者、税理士会、農協、信用金庫、ハウスメーカーに売り込みに行き、どうぞ出してくださいということでやっております。

15ページです。そういった方々からいろいろ御意見を頂きますので、実際にお客さんのところに行って、例えば不動産事業者の方が地権者に「保育園に土地を提供してください」と言うときに説明しやすい、訴求効果のあるチラシ・ポスターをつくって、これを街の広報板などに張ったり、電鉄の協力を得て張らせていただいたりということをやっております。

16ページは、保育需要の可視化と整備偏在の解消ということで、こういう需要マップをつくっております。これは整備誘導をしていくためのものです。保育運営事業者、ハウスメーカー、不動産事業者がこれを見て、赤いエリアであれば保育需要が高く整備をして

いかなくてもいけないエリアだということをご認識していただけますので、これでどんどん提案いただき、区もこれで整備誘導を図っているという状況です。右側は施設の配置状況ですが、円の大きさを施設規模を示して、空白地帯がないか、どこに整備していくべきか、整備の数を決めていく中で、可視化したものです。これだけで決めていくわけではないのですが、こういった複数の要因をいろいろ検討しながら整備計画を立てています。

17ページから、世田谷区の保育の質を維持・向上させていくための取り組みです。

整備数をかなりふやしておりますので、その前提となる保育の質もしっかり確保していこうということで、18ページですが、「保育の質ガイドライン」を区が27年3月に策定しております。

世田谷区の保育をどうしていくべきかということで、指針などは条文立てで書いてあるのでなかなかわかりにくいところがあるかと思いますが、19ページの「保育の質ガイドライン」では、何をすべきか、どういう状態であればいいか、簡潔にチェックできるような形で落としています。子供の権利のところでは、子供が何を求めているかを知ろうとしているか、保育環境のところだと、成長に合わせた玩具、遊具、絵本が子供の手の届くところに適切な状態で用意されて、子供が自由に選び、主体的に遊びを展開できるように配置されているか、チェックしやすいようなものになっております。園、法人、保護者、在宅も含めて子供にかかわっていく方々と同じ考え方に基づいてやっていき、保育の質をしっかり確保していこうというものでございます。

20ページですが、保育園がこういう考え方に基づいて保育を実施しているということがもうちょっと親しみやすく、なおかつわかりやすいように絵本を作成しております。これも同じく親御さんや保育事業者に配布させていただいております。また、ホームページでもアップしております。

21ページは、開設前支援プログラムの様子です。ほかの自治体でこういった取り組みは聞いたことがないのですが、量をふやしていったら4月1日からすぐにスタートというのがあるので、開設前に3日間、保育事業者、園長先生、主任、代表の方々を呼んで、保育のやり方、地域性のお話、4月の体制づくりなどの事前の研修を行っております。その様子が21ページの写真です。実際の私立園を見に行くと、こういう考え方に基づいてこういうふうに行っているとか実際に見て、運営事業者からもお話を聞くというような機会を設けています。これは、量をふやしているのでも、こういうことで開園に向けてしっかり質を担保していきたいという取り組みでございます。

22ページです。人材確保が課題になっていますが、世田谷区は平成27年10月から自治体としては初の取り組みとなるポータルサイトを開設しております。また、人材確保に向けては、宿舎の借り上げ支援ということで、国や都の補助を利用して8万2,000円の8分の7補助にも取り組んでおります。

25ページから、世田谷区として平成29年度に決定した新たな整備手法について御説明させていただきます。

26ページですが、低年齢児に待機児童が特化しておりますので、区としても低年齢児の保育施設を重点的に整備していく必要があると考えております。ただ、世田谷区は小規模を中心に整備が進んでいない部分がございます。そこで、保育施設の整備のために、空き家の除去費用の補助を新設して何とか確保できないかという対策をとっております。保育需要が高いところの空き家除去費用の補助もやっておりますが、もともと不燃化特区の空き家の除去をした際に除却費用の補助が出るのもあって、そこも周知した上で、保育園を整備すれば固定資産税も5年間減免されるというチラシをつくってPRもしています。

また、世田谷区はこれまで認可保育園をつくる時は0～5歳児の完結園の公募を基本的にかけていたのですが、先ほどごらんいただいた0～2歳の低年齢児に待機児童がシフトしていつていることから、3歳以降の地域にある認可保育園やこども園の幼児の枠で受け皿となることができるような状況を確認した上で、0～2歳児に特化した本園を整備していこうと考えております。

27ページから、効果的な待機児童解消に向けた世田谷区からの提案、要望でございます。

28ページは、提案①「不承諾通知を根拠とする育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続の廃止」です。

現状ですが、1歳を超えて育児休業を取得したいという方もいらっしゃいます。ただ、実際に保育施設に申し込んでいる状況を見ますと、1園だけの申込みであったり、入園内定をもらったにもかかわらず、自己都合により内定を辞退するケースが多く見受けられる状況がございます。また、保育園の申込みを行いながら、育児休業が1歳を超えた段階で育児休業給付金の支給期間延長の手続を行う可能性のある保護者が区内で年間800名程度見込まれています。その中で、育児休業給付金の延長手続のためだけに不承諾通知を取得することを目的として保育施設へ入園手続を行っている可能性が高いと思われる保護者が最大で190名程度いるのではないかと想定しております。

提案ですけれども、保育施設に入所できないことを事由とする育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続を廃止していただくなり、別の手法をとっていただいて、保育施設への申込みの有無にかかわらず、育児休業給付金の延長や支給の手続を進めていただければと思います。

期待される効果として、手続の簡素化によりまして、保護者がせっかく申し込んでいるのにそういう方がいらっしゃるために駄目になって再度申込みをするという負担が軽減されます。また、保育園側にとっても、決定がなかなか決まらない、入園の説明もしていかななくてはいけない状態なのにそれができないという状況、自治体としても入園手続を複数やっていかななくてはいけないような状況の改善や、職業安定所の職員の負担軽減にもつながるのではないかと考えております。また、こういう方々が応募することによって、我々は保育需要をこの方々も含んで捉えてしまいますので、真に必要な正確な需要が把握できないのではないかと考えています。量をつくっていくにしてもこれがベースになりますので、正確なニーズを把握するためにも、この手続については是非見直しを凶っていただき

たいと思っております。

29ページは、提案②「速やかな企業主導型保育事業の設置に関する情報共有」です。

現状は、企業主導型につきましては、地方自治体の関与なく機動的に保育施設が整備できるものとして制度設計が進められたものだと思っております。地方自治体が把握している地域の保育需要を前提とする施設整備計画の管理下がないという状況がございます。

児童育成協会のホームページで公表されると思いますが、企業主導型で設置されるというのが設置決定後にホームページを見てわかる、若しくは区民の方から御連絡がある、保育事業者の方からお話があって初めてわかるというような状況でございます。要は、我々が保育需要を細かく地域ごとにマーケティング等を行って保育所を建てていこうというところに企業主導型が入ってくると、事業のバッティングが起きてしまいます。より効率的、効果的に待機児童を解消していくという意味で、この情報を早くいただければ、我々もそれを踏まえた保育施設整備を展開できると思っております。また、補助金も認可と同じだけ企業主導型にも行き、我々がつくる認可にも行くということで、コスト面としても余り効率のいい配分ではないと思っております。

そこで、提案なのですが、可能な段階というのはあるかと思っておりますけれども、設置に関しまして、保育運営事業者等からの相談、設置申請、動きがどの時点かというのがありますが、計画が所在する地方自治体に対して情報を提供いただければと思っております。効果につきましては、今お話しさせていただいたようなところだと思っております。

たまたま昨日、窓口に、今度、企業主導型を区内でやるということで相談に事業者がいらっしゃいました。どのようにして人を集めたらいいか、補助の関係、どういう設備、何をやっていったらいいのかという率直な御質問を頂いたのですが、実はその事業者の方は申請を済ませているということで、開設が決まっているというお話も頂いております。区といたしましても、そういった御相談があればお答えするのですが、我々の管理下でない状況ですので、整備手法や運営方法につきまして、どうやって保育園をつくっていくかという基本的な御質問もありましたので、実施主体が児童育成協会になるのかわからないですが、国が責任を持って御案内していただければと思っております。

30ページは、提案③「迅速な施設整備を進めるための補助制度の改善」です。

現状としては、賃貸物件、建物を活用した保育施設の整備は、土地から建てていく創設型に比べて短期間で整備できますので、スピーディーに開園することが可能です。一方、物件が出てくるタイミングもございます。必ずしも4月に向けて物件が出てくるわけではなく、また、4月に向けてやろうとすると賃借するチャンスを逃してしまうというケースが多く見られるような状況がございます。都においても、認可手続は児童福祉審議会という手続が1個入ってきましたので、比較的時間がかかる場所がございます。

こういう状況から、例えば建物の改修の場合は単年度になります。工期が短いから年度をまたいでというのではなく、工期も最大で3か月です。ただ、都の手続や検査が入ってくると半年ぐらいかかります。4月を目指してそういう計画が立てられればいいですが、

物件の出方によって、どうしても年度をまたいで4月以降、5月、6月の開設もどんどんやっていますので、こういうのを考えると、年度またぎ、複数年度での整備ができるような補助の制度というか、補助対象にさせていただきたいというものです。それをさせていただけるともうちょっと機動的に整備が進められるのではないかと考えております。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○安念座長 ありがとうございます。

時間が押しております、時間が余りありませんが、どうぞ御発言ください。

○八代委員 ありがとうございます。

御説明の中にはなかったのですが、今、世田谷区の認可保育所に占める株式会社と公立の比率がどれくらいか、教えていただきたいと思います。

それから、頂いた「世田谷区保育の質ガイドライン」の中の13ページに、保育の質を担保するために運営事業者を決定するときに重視している評価の視点として「児童福祉の理念・公共性・公益性を持ち、社会的使命を担っている事業者であること」と書いてあって、これは当たり前のことですが、その次の「運営にあたっての安定性・継続性が担保されていること」、これも当たり前の話です。往々にしてこの2点が株式会社を排除する理由として使われているケースがあります。世田谷区はそうではないと思うのですが、株式会社のイコールフットリングがどれくらい担保されているか、お聞きしたいと思います。

○菅井課長 株式会社は、認可保育園、こども園、小規模、家庭的保育事業、居宅訪問、保育室、保育ママ、認証も全部含めまして、株式会社の割合が39%、およそ40%近く入っている状況でございます。

○八代委員 認可保育園だけで。

○後藤課長 20%です。

○八代委員 わかりました。その内、公立はどれくらいですか。

○後藤課長 公立は50園なので、公立を除いた認可で20%です。

○八代委員 公立を除いた認可で20%だから、全体で見るとかなり低いですね。公立は当然多いでしょうから。

○後藤課長 公立は50園あります。

○八代委員 わかりました。今、問題になっているのは、世田谷区のような非常に待機児童が多いところでなかなか株式会社が認められない、それが供給を制限している一つの要因ではないかという考え方があるわけです。先ほども児童福祉審議会という名前が出たのですが、株式会社保育所を認可保育所の事業者として公募するときに、しばしば既にそういう事業経験があることとか、いろんな条件が課されるわけです。認可する条件としては、株式会社に対して何か不利になるというようなことはないでしょうか。

○菅井課長 ないです。

○八代委員 それは全くないということですか。

○菅井課長 全くないです。今、都の方も多様な主体ということで整備の補助も認めてい

ますし、我々も株式だから質が低いとは思っていません。どんどん優良ないい取り組みをしているとか、保育の質をちゃんと確保していこうという株式会社もたくさんいますので、是非参入していただきたいと思っています。

○八代委員 そうですか。ありがとうございました。

○安念座長 池本先生、どうぞ。

○池本専門委員 先ほど企業主導型の情報がなかなか入ってこないということだったのですが、このあたり、現場としてお困りではないかということがあります。

もう一つ、幼稚園の方も預かりをやったり、いろいろ動きがあって、そのあたりは一応把握されているのですか。保護者から見ると、情報提供として、企業主導型、幼稚園と全体を見渡して選びたいのですが、そういうことが把握されていて保護者に公表されているのかどうか。

○有馬課長 幼稚園についても、例えば延長保育の実施の有無など調査しています。ただ、世田谷の場合なのかもしれないですが、幼稚園が需要を満たさないというのは余りなくて、幼稚園希望者も結構多いのが事実です。結果として、幼稚園としては今の運営の形態でもそれほど保育的にやらなくても人が集まる。教育理念も保育と違うし、2歳の延長という話もしたのですが、2歳をどう預かるのか、給食はどうするのか、そもそも場所がないなどの意見から、世田谷の場合には幼稚園の保育的な活用は進まないのが現状です。

○池本専門委員 もう一点なのですけれども、情報を把握されているのかと思ったのは、例えばマンションが突然できて保育所が足りなくなるということがあります。建設計画が出ていることが保育課に伝わって、何か準備ができるような体制はあるのでしょうか。

○菅井課長 大規模な建築物が建っていくときに、ある一定以上のものは届け出が必要になります。5支所、エリアにあります。建築サイドの街づくり課とも連携しまして、条例で大規模建築物が建つときには協議するように、保育施設を設置の協議に義務づけして、必ず協議するようにはしています。

○安念座長 どうぞ。

○大田議長 きょうはありがとうございました。大変参考になりました。幾つかお伺いしたいのですが、待機児童がたくさんおられる中で、隣接しているよその区と広域連携はお考えかというのが1点目です。

2点目が、保護者の方への情報提供について、保護者の方が一番聞きたいのが空き情報なのですが、そういう情報提供はどうしておられるのか。

3点目が、質ガイドラインの10ページ、運営体制のチェックリストの下から2番目に「職員が安定的に就業し、生涯を通じて専門性を向上できるよう、期限の定めのない雇用形態となっており、職員の雇用の安定が図られている」とあります。これまでお話をうかがったところでは、パートタイムで働きたいという保育士の方もおられるし、派遣で働きたいという方もおられる。更に言うと、期限の定めのない、つまり正社員ということという現実的に保育士の確保が難しいのではないかとということもありますので、この点をどうお

考えか。

もう一点、今、800人を超える待機児童がおられる中で解消への見通しはどんなふうにお考えか。たくさんありまして、済みません。

○菅井課長 まず、他区との連携ですが、横浜市と川崎市がやられている状況がわからないのですが、我々としたしましては、周りの目黒区についてもかなり待機児童がいるような状況で、まずはどういった連携ができるのか想定できないのです。どちらかが解消して連携が図れるという状況であればいいのですが、どちらも全国でもトップレベルの待機児童を抱えていて、まずは自分の自治体が保育を提供しなければいけなくて、区民に対しての保育施設整備が優先なのかなど、現時点では連携はちょっと考えられないと思っております。

○後藤課長 ちょうど4月なのですが、私、着任した早々に、杉並区と隣接する部分で、新設の園が杉並区にあって、3歳以降がすぐには埋まらないので、よろしければ住所要件に関係なく御利用いただくような形で広報してくださいという、多分初めてのケースだと思いますけれども、そういった連携は今後ふえてくる可能性はあると思っています。

○有馬課長 空き状況につきましては、認可については5日と20日に更新し、認証も毎週ホームページでアップしています。

先ほどの区外の話なのですが、保育の申込み自体を受け付けていないわけではなくて、例えば区外に在住で勤務地が区内の場合は申込みを受けています。ただ、利用調整基準という指数をほかよりも下げて、結果としては区内の方が優先になるのですが、阻害していないという状況になっています。

○後藤課長 それから、人材確保のお話かと思いますが、ガイドラインは正規職員の方々だけを対象にしているというわけではなくて、広く安定的な保育のためのいろいろな働き方は今後考えていかななくてはいけないというところは当然視野に入っております。

区立の保育園ですとやはり任用の問題等がございまして、正規職員と非常勤、アルバイト、この3形態しかないのです。現在のところ、認可保育園で人が確保できなくて定員を減らさなければいけないという状況にはまだ至ってないのですが、じわじわとまずいのではないかということで、いわゆる潜在保育士の方々に対する呼びかけだとか、そういった方々がどういう御趣旨でやめられて、その後どうしているのか、世田谷ならではの事態がきっとあるのだろうというところがありまして、そこら辺の調査といいますか、何かうまくやり方がないか模索しているところです。そこで出てきた結果に基づいて、できるところから、先手必勝ではないですけども、取り合いになってもしょうがないのですが、背に腹はかえられないということで、何かいいものはないか、そこが今年度一番大きい課題として検討を進めているところです。

○安念座長 解消の見通しはいかがですか。

○菅井課長 解消の見通しなのですけれども、資料2の10ページで先ほどお話しさせていただいたのですが、人口の伸びに応じて子ども・子育て支援事業計画調整計画も最終的に

は1,700人弱、前よりもふやして整備していくという計画を立てて、この2万1,584人という総定員数を確保した後には待機児童は解消できるのではないか。ただ、需要マップがありました。地域の需要をしっかりと見極めた上で整備していく。待機児童解消に向けて、ただつくればいいというよりは、しっかりと需要を見極めた上でつくっていかなくてはならないという場面に入ってきていると思うので、そこはしっかりとやっていきたいと思えます。人口の伸び、需要の伸びが想定していたよりももっと膨れ上がると、それだけで整備しても、のみ込まれてしまうので、そういうのが整えば32年4月に解消したいと考えております。

○安念座長 どうぞ。

○島田専門委員 先ほど大田議長が御発言されたことに関連するのですが、こういうのは必ず雇用を前提にお考えになっていることが保育所だけではなくて多いのですけれども、例えば新しい働き方でワーカーズ・コレクティブのように、必ずしもお互い雇用とは考えていない働き方も出てきています。結果的にこういう枠組みの中で考えるので、形式的に雇用にしているような場合もあると伺っていますが、完全に外に出して、いいかげんにやるというばかりではないので、雇用だけが絶対間違いがない形態なのだという考え方については少し再検討していただければと思っております。

○安念座長 それは保育士の働き方のことをおっしゃっているのですか。

○島田専門委員 そうです。ワーカーズ・コレクティブの中でやっている場合に、本人たちも保育士の資格を持ってという場合があるのです。ところが、これでいくと雇用というふうに形式を整えないと認可が得られない。そこはある意味で働き方をゆがめているのではないかと思っております。

○安念座長 恐らくすぐにお答えいただけるとは思いますが、親御さんの働き方も多様化していけば保育士の働き方も多様化していくというのは、早晚、問題とならざるを得ない課題なのではないかと、区の側のお話を聞いても思いました。固定的に考えると、いつまでたっても質の向上も待機児童の解消も思ったように進まないというところがあるようにも思いました。妙薬がすぐにあるとはもちろん思わないけれども、また御検討いただければと存じます。

私どもは国の審議会なのですが、年内には保育に関する提言をまとめようと思っております。官邸から大変な風圧があつて、ちゃんとやらないと承知しないと言われているものですからやっているのですが、当然のことながら、最前線で頑張っておられる自治体の方々を応援するというか、働きが楽になるような制度改革に結びつけたいと思っております。

きょう伺った中で、民間主導型とのマッチング、調整のことは、民間主導型の方も実は同じことをおっしゃっています。つまり、公立園、公の方の整備計画がどうもいま一つよくわからない、投資計画をどうしていいかわからない。両方のニーズがおりなので、これは大変重要なことで、両方ともウイン・ウインになれる話だと思っております。

それから、育児休業につきましては、これもいろんな方から言われていて、考えてみれ

ば初めから2年にすればいいのではないか、短縮したければ短縮すればいい、そういう選択肢もあろうかと思っておりますので、これについても積極的に取り組んでまいりたいと思います。

その他、きょう、いろいろ参考になることを伺ったのですが、今後とも、提言の取りまとめに向けまして、重ねて御教示を頂くこともあろうかと思っておりますので、そのときは是非よろしく願いいたします。きょうは本当にどうもありがとうございました。

(世田谷区退席)

(国土交通省入室)

○安念座長 お待たせいたしました、済みません。先ほどから川崎市と世田谷区からお話を伺って大いに盛り上がりってしまったものですから、時間が押しぎみになって、大変お待たせして申し訳ございませんでした。

それでは、早速でございますが、国交省から資料3に基づいて御説明を頂戴したいと存じます。

○宇野課長 国土交通省都市局都市計画課長の宇野と申します。

国交省の資料「大規模マンションにおける保育施設の設置促進について」をごらんください。

平成29年6月2日に「子育て安心プラン」が決定されておりまして、その中に位置づけられた措置でございます。実はタイミングよく、本日、国交省と厚労省の連名で通知を发出したところでございます。内容について御説明いたします。

今まで容積率緩和の特例措置を活用して建設される大規模マンションで保育所を併設した事例、それから、そういった制度を用意している地方公共団体の事例を取りまとめて周知したということと、4つの点について言及しております。

1点目は、容積率緩和を使って建設されるような大規模マンションについては、都市計画、総合設計という仕組みがあるのですが、そういったことをするときから保育部局とよく連携、情報共有をしてくださいということです。

2点目は、ボリューム感を見た中で、必要に応じて都市計画の内容や総合設計の許可条件などに保育所の設置を反映してはどうかということです。

3点目は、保育部局とも連携して保育施設の設置について要請する。事業者に対してモデル事例などを情報提供していただくことも重要ではないかということです。

4点目は、民間事業者の方が保育施設を設けると、時代の趨勢で将来不要になるかもしれないというところが一つリスクとしてあって、ちゅうちょされるということなので、そういう懸念があるのであれば、あらかじめ転用が許容される範囲まで決めておけば、そういう問題も軽減されるというアドバイスです。

こういったことを通知の中で述べているところでございます。以上です。

○町田課長 では、続きまして、都市公園の関係です。今回、都市公園法を改正いたしまして、公園法の中でも保育所を占有することができるようになったという御報告でござい

ます。

資料の1ページです。言わずもがなの話なのですが、公園自体は非常に多様な姿で存在していて、レクリエーションや自然環境みたいな話もあります。右下にあるのは金沢城公園です。もともと大学があって、それ以前は日本の陸軍などがおりましたが、地域振興の核になるような形で金沢城の復元をやっていきます。

全国に今、十万六千数百か所ぐらい公園がございまして、全体で12万4,000ヘクタールの都市公園がございまして。似たような名前ですと環境省がやっている自然公園がありますが、私どもは、左下の写真にありますように、街の中の公園にいろいろな機能を持たせております。

2ページです。もともと公園の中における公園施設というのは非常に幅広く設定されていまして、地方公共団体以外の方が公園施設を設置・管理するという仕組みもあります。日比谷公園の中の松本楼も百何年たっていますし、上野公園の中の料亭も140年たっています。

公園の効用や機能を全うする施設ではなくて、公園の土地の地下に入っているものとか、電柱、電線の類い、派出所、郵便ポストなど、町なかどこでも置けるのだけれども、公園の中にあるというものは占用という手続をとっています。日比谷公園の中にも派出所が2つありますが、このような格好で占用手続をとっているということです。占用の期間は10年で、更新するのが原則になっています。

3ページですが、平成27年9月から国家戦略特区法の中で、国家戦略特区においては公園の特例ということで保育所の設置をこの2年ぐらいやってきています。この表にありますように、1番から18番までは特区において保育所の設置が進められている例です。黄色い網がかかっているところが既に開設しています。

東京都が多いですが、公園管理者が東京都と書いてあるところが8つぐらいあります。東京都のような場合が一番進みやすいのですが、都が管理している比較的大きな公園に基礎自治体である区の保育部局が置かせてほしいという話をして、東京都の公園を使うというパターンです。これが18か所のうち8か所ありまして、それなりの効果を上げていていると思っています。

定員は全部足すと1,800名ぐらいになります。待機児童数がこの時点で2万3,500人ぐらいでしたから、単純な数字の比較というわけではございませんが、7～8%ぐらい定員を確保したという意味では、一つの施策として大分活用してもらっているという認識はあります。

公園を廃止して保育所を設置しようとして、もめた例はありますが、この18か所は公園管理者としては周辺の方々の理解をもらうために大変苦労して、もめて駄目になるという話は今のところございませんので、それなりに役に立っていると思っています。

7ページは、そのうちの一つの例、都立汐入公園です。荒川区にある公園で、地図を見てもらうとわかるように、集合住宅が多くあるところです。都営住宅やURの集合住宅があ

って、この中にも保育所がいっぱいあります。

このたび保育所を設置された方は、保育所許可の概要のところに書いてありますが、社会福祉法人三樹会です。公園全体はこの時点で12.9ヘクタールありますが、その中に保育所をつくって、屋上は人工芝を張って近隣の方々も利用できるようなことをやっています。

8ページです。今回、公園法を改正しまして、6月15日施行とございますが、保育所、その他社会福祉施設を置けるように措置いたしました。

技術的基準ということでは、公園は基本的にオープンスペースでございますので、全部というわけにはいかないのですが、広場面積の30%以内、建築物は全体の50%以内という基準を定めています。公園自体がかなり大きいですから、この基準自体が制約になっているという話は聞いておりません。

9ページです。ほとんど保育所なのですが、保育所以外にも、身体障害者福祉法関係の施設、老人福祉法関係の施設、こういったもので通所型のものについては公園で占用できるということになっております。

10ページは、制度活用に向けた周知を行ったということです。私どもとそれぞれの施設を所管している厚生労働省との連名で、こういう仕組みを始めたので積極的に活用していただくように周知した文書でございます。私どもは4月には全国会議でこの文書の説明をしておりますし、6月には地方整備局単位の各ブロックで説明会もしております。あと、個別に随時いろんなところで法改正の説明をして周知を図っている状況です。

御説明は以上です。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、残りの若干の時間、質問等ございましたら、どうぞ。

○八代委員 一つは、大規模マンションでの保育園の設置促進ですが、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、3番目の丸で保育施設の設置を要請といったときに、これはどの程度拘束力があるのか、そのマンションの事業者が嫌だと言ったときにどこまで強制できるのかということです。

ここには書いていないのですが、反対を弱めるためには、そこの居住者が優先的に入れるとか、そのあたり、モデル事業に入っているかもしれませんが、そういうことがあらかじめ入っていれば随分抵抗も少ないのではないかと。

それから、許容される用途変更の範囲をあらかじめ決めておくということなのですが、当然考えられるのは、将来、高齢者の宅老所に変えるということですね。高齢化はどんどん進むわけで、設置するとき、今は子供だけけれども、いずれデイケアセンターになると言っておけば反対も少ないのではないかと、そういう点についてはどう考えられるか。

○安念座長 どうぞ。

○宇野課長 まず、要請の件でございますけれども、あくまでも要請なので義務づけにはなっていません。あるとすると、保育所を設けることを評価して容積率を緩和するという考え方はあります。実際それを明示的に基準として設けている地方自治体もあります。容

積率をおまけにもらうのであればこういうものを設置というのがありますが、そういうものがない場合にも、できるだけ要請するということを通知で書いているにすぎないというものでございます。

○八代委員 容積率の緩和は自治体のイニシアチブで、国交省としてそのために特別の枠を設けることは何もないということですか。

○宇野課長 都市計画制度は、私ども地方分権の優等生だと思っております、ほとんど全ての権限が地方公共団体、特に市町村レベルに落ちております。容積率を決めるのは全て地方公共団体ですので、地方公共団体の考え方でそこは自由に設定できるという理解です。

それから、居住者優先みたいな話については、保育の関係で保育部局の考え方でどういうふうに整理されるのかわかりませんが、それも保育部局と連携する中で、もしそういう条件をつけることに問題ないのであれば、そういうこともオプションとしては考えられると思います。変更新用途については、高齢者施設に転換することを都市計画部局として許容するのであれば、それはそれで可能だと思います。

○八代委員 全部、自治体次第。

○宇野課長 自治体次第です。

○八代委員 わかりました。

○安念座長 どうぞ。

○大田議長 3点、伺います。

容積率緩和の特例措置の活用は徹底されているのかというのが1点目です。

それから、大規模マンションの保育施設の2つ目に「保育施設の確保が必要と見込まれる場合に、必要に応じて、都市計画の内容や総合設計の許可条件などに反映」とありますが、必要な場合には保育施設をつくるのが許可の条件になるのかどうか。これが2点目です。

政府の成長戦略の中に「保育所としての活用といった新たなニーズに対応するべく、既存建築物を他用途に円滑に転用等するための建築規制の合理化を行う」と書かれていますが、既存ストックを保育園設置に活用する場合の建築基準法の改正はどのようにお考えか、これが3点目です。

○安念座長 お願いします。

○宇野課長 半分都市局の話、半分住宅局の話なので、半分お話ししたいと思いますが、特例措置の適用を徹底しているかということ、先ほど申し上げたように、都市計画決定権者である地方公共団体の判断でどういう制度を活用するかというのはオプションで全部選べるようになっていまして、幾つか容積率を緩和できる制度が都市計画の中にありますので、そのボリュームを与えることによって地域の環境を害さないとか、きちんとしたインフラを支えられる基盤が整っているとか、そういう条件が整ったときに地方公共団体の判断で容積率を乗せたりする、そういう制度があるということです。必ず容積率を緩和しなければ

ばいけないというものではなくて、その地域の実情に応じて緩和したり、通常の用途地域の範囲内でつくっていただいたりということでございます。

○大田議長 それは周知されて、かなり利用されていますか。

○宇野課長 容積率の緩和制度は、様々ありまして、特に多いのが、再開発をする場合には従来のボリュームのままとなかなか事業費を生み出せないということがあるので、少し容積率を割り増して、そのかわり基盤をきちんと整えるという仕組みもあります。最近、大規模なプロジェクトだと都市再生特別地区という制度がございまして、こういったものを活用して容積率を緩和しているようなことがあります。

2つ目ですが、私の方は都市計画の内容ですけれども、先ほど申し上げたように容積率を緩和する一つの評価項目として保育施設を設けてくださいということで、ある意味、保育施設を設けなければ容積率は緩和しないという、取引というか、調整の中で決まるのが実情ですので、都市計画の面で言えばそういうことでございます。許可の件については住宅局の方から。

○平松課長 市街地建築課長でございます。

総合設計制度と申しますのは、敷地単位で開発を行うようなときに、周辺への環境に配慮し、例えば公開空地を設けるといったことをしていただければ容積のボーナスを与えるという仕組みでございます。その中で、建物の中に保育所を設けた場合には一定の容積率の割増しができるということを各地方公共団体が必要に応じて許可基準として制度化しております。多くのところで許可基準の中に保育施設の容積率の割増しを入れておられる例がございまして、そういう意味では、かなり多くのところで活用されています。許可の考え方というのは、ボーナスがもらえるような施設があるか、あるいは開発をしているかということでございますので、それをやらないと開発ができないということとは違うとお考えください。

それから、既存施設を活用して保育施設というお話ですが、こちらは建物単体のお話になり、所管課が違いますので、申し訳ございません。

○大田議長 先ほど川崎市からお話を伺ったところ、大規模マンションがこれからもふえる予定だが、保育所の整備に対してはディベロッパーの方も積極的ではないと。そこで、義務化できないかという御要望が国に対してありました。通知を出して下さったということなのですが、待機児童が非常に多いところに関しては一段踏み込むというようなことはお考えでしょうか。

○宇野課長 仮に保育所の設置を義務づけるということになると、多分、それは都市部局というか、それよりは保育部局の要請の中で義務づけが必要だという議論になってくるのだらうと思います。もしもそれを法律でやるとすると厚労省で御検討いただく話ではないかと思います。実際、今回の事例の中にも、東京都の台東区と世田谷区では協議みたいな形ですが、そういうものを設けるようにきちんと協議するみたいな規定を条例で置いているという事例はありますので、そういったものを参考にされて、条例のような形で整備さ

れるのも一つの手かなと思います。

○大田議長 ありがとうございます。

○安念座長 義務づけとなると財産権の保障との関係が出てきて大ごとだし、ポリシーとして、義務づけというのは余り知恵のある方法ではないのではないか、もうちょっとインセンティブを与えて誘導するという方がスマートなのだろうと思いますが、その誘導策が幾つか手があった方がいいですね。その品ぞろえみたいなものをそれぞれの実情に応じて使い分けていただけるようなことがあったらいいなと漠然と思っています。

都市公園法関係に関しては、私個人の感想としては非常に大きな改正をしていただいたという感じがいたしまして、大きな一歩だったと思います。しかし、都市公園は、広狭いろいろあるけれども、その中に保育所を設けるのでも近隣住民から文句が出るというのは、きょう、お話を伺って、世の中はそういうものなのだなとつくづく思いました。

ほかに何かございますか。

それでは、国交省の皆さん、きょうはお忙しいところ、しかもお待たせをしてしまいました、大変失礼いたしました。どうもありがとうございました。今後とも御教示くださいますよう、よろしく願いいたします。

事務局から何か御連絡がありましたら。

○福田参事官 次回の当ワーキング・グループの日程につきましては、追って事務局より御案内させていただきます。

○安念座長 どうもありがとうございました。